

第9期

都留市高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

【概要版】

令和6年3月

都 留 市

I 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

総人口が減少傾向にある中、高齢者数は増加し続けており、令和7年(2025年)には、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となり、令和17年にはより介護ニーズの高い85歳以上人口が大幅に増加するほか、令和22年(2040年)には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になり、介護ニーズの拡大と併せて担い手不足の深刻化が懸念されます。

今後、介護保険制度の持続可能性を維持しながら十分なサービスを確保していくためには、中長期的な視点によるサービス基盤の整備や介護予防の推進に加え、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが求められます。

このような人口・世帯構成や介護ニーズの拡大、地域社会の変化があっても、介護や介護予防、医療はもとより、住まい、生活支援、そして社会参加までもが包括的に確保されるよう、各地域の実情に応じて構築し、維持し続けていくことが必要であり、「地域包括ケアシステム」を更に推進させていく必要があります。

この度、第8期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が最終年度を迎えたことから、介護保険法第116条第1項に基づき国から示される、第9期介護保険事業計画の基本方針を踏まえ、制度改正や社会状況の変化に対応し、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの一層の推進に向け、第9期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

なお、認知症基本法制定に伴い、同法の基本理念を踏まえ、地域の実情に応じ、認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現を図るための施策についても併せて明記するものであります。

2 計画の位置づけ

本計画は、「市町村老人福祉計画」(老人福祉法第20条の8)と「市町村介護保険事業計画」(介護保険法第117条)を一体的に策定するものです。また、本計画では、本市における高齢者福祉の方向性や介護保険サービスのサービス量や方向性等を示します。また、上位計画である第6次都留市長期総合計画や第3期都留市地域福祉計画等の関連計画とも整合を図り、市として効率的・効果的な高齢者施策を行っていただけるように努めます。

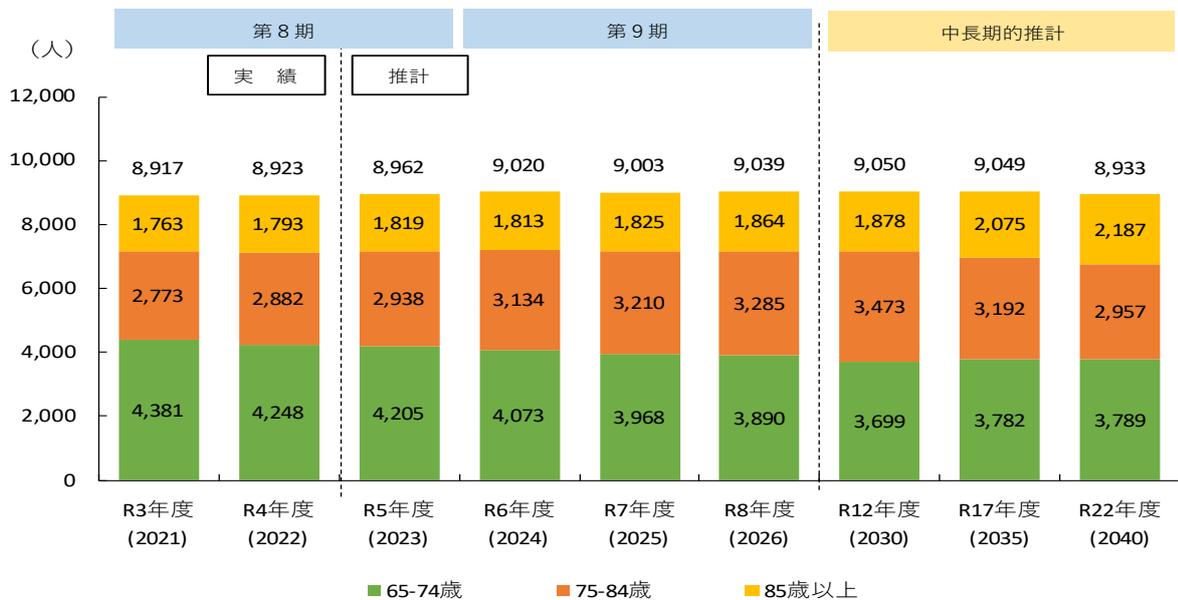
3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間です。計画期間中であっても、社会情勢の変化等により計画の見直しが適当と判断された場合には適宜見直しを行います。

Ⅱ 将来推計

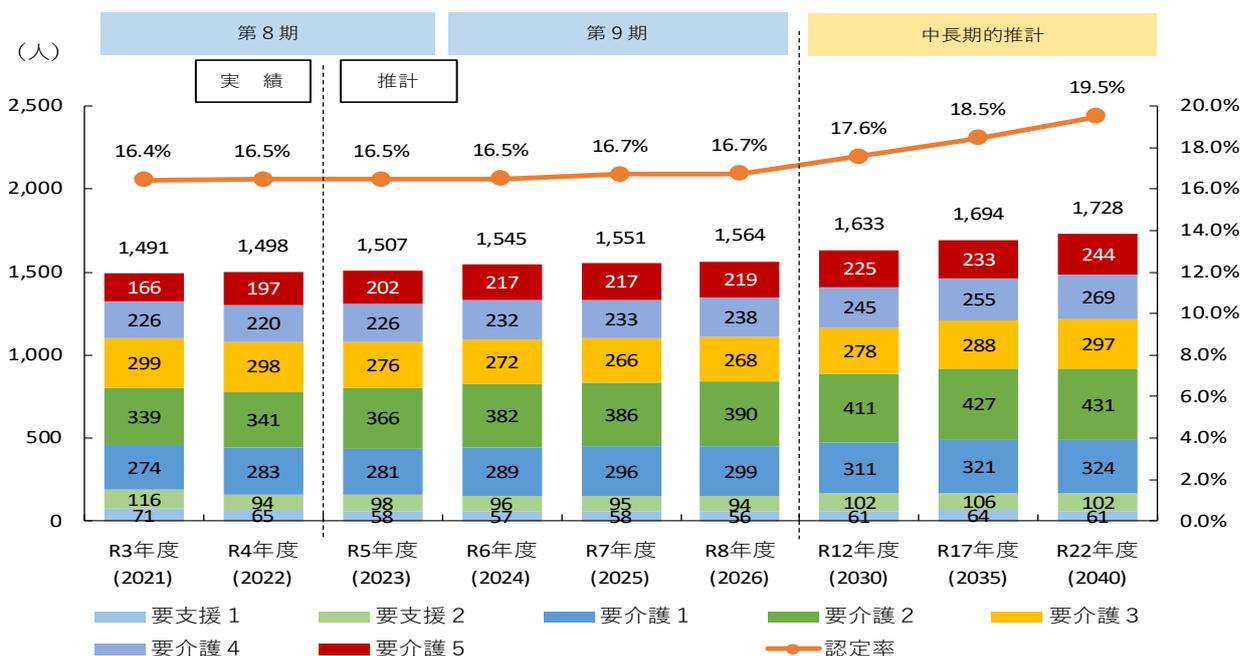
1 第1号被保険者数の推計

計画最終年度となる令和8年度には9,039人になると推計されます。その後、令和12年度の9,050人をピークに減少に転じ、令和22年度には8,933人になると推計されます。



2 要支援・要介護認定者数の推計

今後も認定者数は増加傾向が続き、令和8年度は1,564人となる見込みです。令和22年には認定者数が1,728人まで増加し、認定率は19.5%まで上昇すると見込まれます。



Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、高齢者が健康で、生きがいを持ち、地域の中でいきいきと暮らすとともに、人と人がつながり、支え合いながら、安心して暮らすことのできるまちを目指すものとして、「誰もが生きがいを持ち、はつらつと安心して暮らせるまち」とします。

誰もが生きがいを持ち、
はつらつと安心して暮らせるまち

2 施策の体系

基本目標 1 いつまでも健やかに暮らせるまち

- 1 疾病予防・健康づくりの推進
- 2 介護予防・重度化防止に向けた取組の推進

基本目標 2 いきいきと活動し、生きがいを持てるまち

- 1 高齢者の生きがい活動と社会参加の促進
- 2 すべての人にやさしいまちづくりの推進

基本目標 3 地域 みんなでささえあうまち

- 1 地域によるささえあい活動の促進
- 2 認知症高齢者への支援の強化
- 3 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 4 在宅生活・介護支援の充実
- 5 高齢者の権利擁護・虐待防止対策の推進

基本目標 4 安心して介護が受けられるまち

- 1 介護保険事業の推進
- 2 介護保険制度の適正利用に向けた取組

IV 各論

基本目標 1 いつまでも健やかに暮らせるまち

高齢になっても心身ともに健康な暮らしを続けていくことができるよう、健康に対する意識醸成を図り、主体的な健康づくりを促進することで、生涯を通じた健康づくりに継続的に取り組んでいきます。

また、専門職等と連携しながら、介護予防・重度化防止に向けた施策を推進していきます。

(1) 疾病予防・健康づくりの推進

- 健康に対する意識の醸成
- 主体的な健康づくり活動の推進
- 各種健診・検診の実施
- 「いーばしょ」の推進
- 75歳実態把握事業の実施
- 予防接種の実施

(2) 介護予防・重度化防止に向けた取組の推進

- フレイル予防の推進
- 高齢者の保健事業と介護予防の連携した取り組み（一体的実施）
- 介護予防・日常生活支援総合事業

基本目標 2 いきいきと活動し、生きがいを持てるまち

高齢者が長年培ってきた知識や技能などを活かした生きがいづくり、社会参加への促進や就労環境の整備などの支援を行い、高齢者が健やかに生きがいを持って活力ある生活ができるまちづくりを進めます。

また、外出しやすい道路・公園や利用しやすい公共施設の整備、公共交通機関の充実など、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の充実に努めます。

(1) 高齢者の生きがい活動と社会参加の促進

- 介護支援ボランティア事業
- おでかけ元気促進事業
- 地区敬老会事業
- 高齢者の就労支援の推進
- 「通いの場」活動の推進
- 老人クラブ（つる笑輪会^{しょうわかい}）の活動支援
- 生涯学習の推進（生涯学習推進計画）

(2) すべての人にやさしいまちづくりの推進

- 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- 防犯・交通安全対策の推進
- 感染症対策の推進
- 多様な暮らしの場の整備
- 災害対策の推進（都留市地域防災計画）
- 都留市セーフコミュニティの推進

基本目標 3 地域 みんなでささえあうまち

福祉に関するニーズの複雑化・多様化に対応するため、様々な分野・制度の枠を超えて、人と人、人と社会がつながり支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進するとともに、その中心となる地域包括支援センターの体制強化に取り組みます。

また、高齢者の尊厳や権利が守られ、認知症になっても安心して暮らすことができる地域づくりを推進していきます。

(1) 地域によるささえあい活動の促進

- 生活支援体制整備事業
- ボランティア活動の活性化支援
- 地域生活支援マップ
- 社会福祉協議会との連携
- 福祉教育の充実

(2) 認知症高齢者への支援の強化

- 認知症予防の推進
- 認知症の普及啓発・本人発信支援
- 相談体制の充実
- 認知症初期集中支援の推進
- 認知症サポーター等による活動の充実
- 認知症カフェ等の推進
- 認知症高齢者安全対策
- 認知症ケアパスの作成・活用

(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 総合相談窓口の充実
- 居宅介護支援事業所連絡会
- 介護サービス事業所連絡会
- 地域ケア会議
- 個別地域ケア会議（自立支援型地域個別ケア会議・個別ケア会議）
- 在宅介護・医療連携事業
- 多職種連携会議
- 重層的支援体制の整備

(4) 在宅生活・介護支援の充実

- 緊急通報システム
- 給食サービス
- 高齢者福祉事業の推進
- 家族介護者支援の充実
- 外出・移動支援の実施

(5) 高齢者の権利擁護・虐待防止対策の推進

- 成年後見制度の利用促進
- 権利擁護の推進
- エンディングノートの普及
- 高齢者虐待防止の充実

基本目標4 安心して介護が受けられるまち

高齢者が要介護状態になっても、自立した生活ができ、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、サービス基盤の整備及びサービスの質の向上に努めます。

また、介護保険制度の持続可能性を維持するため、介護サービスの適正利用に向けた取組を推進します。

(1) 介護保険事業の推進

- 地域密着型サービスの整備
- 入所待機者の解消
- 介護人材確保の推進
- 低所得者対策の推進
- ICTの活用

(2) 介護保険制度の適正利用に向けた取組

- 介護給付適正化事業
- 介護保険事業者の質の向上、指導・監査
- 災害・感染症に対する備えの支援

V 第1号被保険者の保険料

(1) 保険給付費の推計

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費(A)	2,771,010,000	2,785,571,000	2,825,151,000	8,381,732,000
特定入所者介護サービス費等給付額	108,135,919	109,341,946	109,983,457	327,461,322
高額介護サービス費等給付額	64,084,857	64,649,368	65,513,230	194,247,455
高額医療合算介護サービス費等給付額	5,660,238	5,702,245	5,778,440	17,140,923
算定対象審査支払手数料	3,189,800	3,221,288	3,240,230	9,651,318
審査支払手数料支払件数	38,900	39,284	39,515	117,699
標準給付費見込額(B)	2,952,080,814	2,968,485,847	3,009,666,357	8,930,233,018

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費(C)	130,082,000	131,275,000	133,044,000	394,401,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	47,634,000	48,404,000	49,741,000	145,779,000
包括的支援事業・任意事業費	47,849,000	48,094,000	48,345,000	144,288,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	34,599,000	34,777,000	34,958,000	104,334,000

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
サービス給付に必要な総額(B)+(C)	3,082,162,814	3,099,760,847	3,142,710,357	9,324,634,018

(2) 第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

所得段階	対象となる方	保険料	
		保険料率	年額
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が 80 万円以下の方	0.285	20,500円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	0.485	34,800円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の方	0.685	49,200円
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	0.900	64,600円
第5段階 (基準額)	・世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超の方	1.000	71,700円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.200	86,100円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.300	93,300円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.500	107,600円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.700	121,900円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.900	136,300円
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.100	150,600円
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.300	165,000円
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.400	172,100円

※1 老齢福祉年金 明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。給与所得がある場合は、給与所得（所得金額調整控除の適用を受けている場合は適用前の金額）から10万円を控除します。また、第6段階以上の方で給与所得または公的年金等に係る雑所得がある場合は、それら所得の合計額から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします。

※3 第1段階から第3段階の保険料率は、公費負担による軽減後の保険料率。

第9期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

発行：令和6年3月

編集：都留市 福祉保健部 長寿介護課

〒402-0051山梨県都留市下谷2516-1

TEL:0554-46-5118FAX:0554-46-5119